

## 1 1 認知症対策について

### (1) 「認知症を知る1年」キャンペーンの推進について

厚生労働省では、昨年12月の「痴呆」から「認知症」への名称変更を機会に、本年度を「認知症を知る1年」として、認知症についての正しい情報を伝え、「何もできない」・「何もわからなくなる」といった認知症に対する誤解・偏見をなくすとともに、認知症対策を推進するための広報を行うこととしている。

本キャンペーンは、認知症の人が尊厳をもって地域で暮らし続けることをささえる「地域づくり」の重要性について、当事者（本人・家族）、保健・医療・福祉関係者、企業、行政・地域の関係者らがともに考えることにより、理解者、支援者の輪を広げる基盤をつくることにある。

この1年間の具体的な事業としては、

- ① 認知症ケアの知識を有するボランティアによる認知症に関する国民的理解を高めるための住民・企業・学校での学習会、
- ② 認知症の者本人や家族自らによる当事者本位のケアプランを作成する取組、
- ③ 認知症になってもだいじょうぶな町づくりの実践例の集約・広報などを展開していくこととしている。

また、本キャンペーンの実施にあたり、様々な機会をとらえて広報活動等を行う推進組織として、各界の有識者、地方自治体の首長、報道機関、保健・医療・福祉系団体や地域生活関連企業・団体等により構成される「認知症になっても安心して暮らせる町づくり100人会議」を設置することとしている。7月8日に第1回目の100人会議を開催し、本格的な取組が始まる予定である。

今後とも随時本件に関する情報を提供していきたいと考えているので、各都道府県・市におかれては、本キャンペーンの趣旨をご理解いただき、市町村への情報提供をしていただくとともに、認知症になっても安心して暮らせる町づくりに向けた取組について、ご協力をお願いしたい。

### (2) 「認知症高齢者グループホーム」の計画作成担当者について

認知症高齢者グループホームの計画作成担当者については、平成15年の基準改正により、そのうち1名以上の者は介護支援専門員をもって充てることとされたところであるが、平成18年3月31日までの間は従前どおり認知症高齢者の介護サービスに係る計画作成に関して実務経験を有すると認められる者が担うことができることとされているところである。

各都道府県におかれては、管内のグループホームに対し、平成18年3月31日をもって経過措置が切れること及び介護支援専門員の配置について、再度周知徹底をお願いしたい。

(参考)

### グループホームにおける介護支援専門員配置数

	事業所数	1名以上配置済事業者数	割合
平成16年度	5,782	2,731	47.2%

(老健局計画課認知症対策推進室調べ)

### (3) 「身体拘束廃止推進事業」の実施について

身体拘束廃止の取組を進めるため、今年度より新たに本事業の中に、①施設の管理者等向けの「推進員養成研修」と、②施設等の看護職員向けの「看護職員研修事業（看護指導者養成研修・実務看護研修）」を盛り込んだところである。

各都道府県における指導者となる看護師の養成研修である「看護指導者養成研修」について、本年度においては現段階で下記のとおり実施する予定であるので、各都道府県におかれては、人選をはじめ本事業の積極的な活用について特段のご配慮をお願いしたい。

#### ○ 看護指導者養成研修

研修対象：特別養護老人ホームに勤務する看護職員

開催時期：11月中旬～12月中旬

研修期間：2日～3日

会場：(社)日本看護協会研修センター等を予定

(東京・神戸、各1回開催)

### (4) 市町村における権利擁護施策に関連するマニュアル例等について

日本成年後見法学会が平成16年度に実施した調査研究の報告書（市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会報告書）において、市町村の権利擁護施策に関連して参考となるマニュアル例等が指摘されたので、以下に紹介する。

#### (報告書のポイント)

○ 市町村が取り組むべき権利擁護施策としては、優先順位が高いものとして、主として次のような取り組みがあげられる。

- ・ 権利擁護推進団体等のネットワーク化
- ・ 総合相談体制の確立
- ・ 虐待の早期発見と対応

- ・緊急対応としての老人福祉法に基づく「措置」の実施
- ・市町村長申立て等成年後見の利用支援

○ このうち、総合相談については、単に相談の受付機能にとどまるのではなく、相談者の隠れたニーズにも対応する必要があることから、担当者には相談者の生活課題の分析ができる能力が求められる。

また、相談の内容には権利擁護に関わる事柄も当然に含まれるが、住民や介護サービス事業所等からの苦情の中に権利擁護に関する課題が含まれている場合もあることから、苦情への対応も総合相談の役割に含まれると考えるべきである。

○ 相談や情報連絡のあった支援を必要とする高齢者への関わり方としては、市町村等の公的機関が直接関わり援助する必要のある事例と、公的機関は側面的な支援でよく、民間のケアマネジャー等が中心となって関わり援助する事例とに分けられる。

前者の公的機関が責任を持つ例としては、

- ① 独居や独居に準ずる世帯で、認知症等により世帯内に意思決定のできる人がいないケース
- ② 同居世帯で、虐待のあるケース
- ③ 近隣住民と頻繁にトラブルやもめ事を起こしたり、接近を拒否するなど、公的機関が中心となって地域の見守り支援を必要とするケース

があげられる。

→ 事例の分類や役割分担、支援を要する高齢者の発見等に関して、マニュアル例1が参考となる。

→ 虐待のあるケースへの対応について、マニュアル例2が参考となる。

○ 老人福祉法に、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であるときは、市町村が「措置」によりサービス提供を行う仕組みが存続されている。しかし、市町村には、「措置から契約へ」ということが強調されすぎて、「措置」の活用には抑制的になりすぎる傾向がある。緊急事態における対応・介入の方法として、「措置」を使いこなせるようになる必要がある。

○ 成年後見は、住民のセーフティネットとなる制度であり、市町村においても制度を理解し、関わりを持つ必要がある。市町村が具体的に关わるべき取り組みとして、後見人の養成なども今後は必要になってくると考えられるが、まずは、制度に関する住民向けの相談窓口の整備や市町村長申立ての実施が求められる。

→ 成年後見の市町村申立てについて、マニュアル例3が参考となる。

(マニュアル例)

マニュアル例1：「処遇困難・緊急ケースの早期発見と公的援助の考え方」  
(川崎市在宅介護支援センターマニュアル作成委員会)

マニュアル例2：「高齢者虐待対応マニュアル」(世田谷区)

マニュアル例3：「成年後見制度・市町村長申立ての手引き」  
(大阪成年後見制度研究会)

なお、こうしたマニュアル例は、地域における課題をより円滑に解決する必要に迫られて作成されたものであり、あくまでその地域での活用を主眼に置かれている。

したがって、マニュアル例は、あくまで一つの参考にすぎず、地域によってはそのまま当てはめると不適切な場合もあり得ることに十分留意して活用する必要がある。

権利擁護施策に関する実践がある程度積まれた段階で、関係者や有志が集まり、それぞれの市町村・地域用の自らのマニュアルを作成していくことが望まれる。

なお、マニュアル例をまとめたものを別冊として作成し、各自治体あて配布する予定である。